

大阪府と学校法人宮崎学園大阪ペピイ動物看護専門学校、新日本カレンダー株式会社との動物愛護管理行政の推進に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、学校法人宮崎学園大阪ペピイ動物看護専門学校（以下「乙」という。）及び新日本カレンダー株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで子猫育成サポーターの養成及び人と動物が共生できる社会の実現を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、子猫育成サポーターの養成と人と動物が共生できる社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙丙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子猫育成サポーター養成カリキュラムに関する事
- (2) 動物の終生飼養に関する事
- (3) 動物愛護管理行政に関する普及啓発活動に関する事
- (4) その他、本協定の目的に沿う事

2 甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲、乙又は丙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（著作権の帰属）

第5条 第2条第1号で作成された成果品に関する一切の権利は、甲に帰属する。ただし、使用に関して甲が承諾した場合には、この限りではない。

2 第2条第1号で作成された成果品の内容を改変する場合は、甲乙協議の上、改変を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙丙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(旧協定の廃止)

第7条 平成30年8月22日に締結された「大阪府と学校法人宮崎学園大阪ペピイ動物看護専門学校との連携に関する協定書」は、本協定の締結をもって、廃止する。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月21日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 松井 一郎

乙：大阪市東成区中道3-8-15

学校法人宮崎学園大阪ペピイ動物看護専門学校
理事長 宮崎 安弘

丙：大阪市東成区中道3-8-11

新日本カレンダー株式会社
代表取締役社長 宮崎 安弘